

## XⅢ 汎用申請手続きの個別業務化

2014年11月14日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



# 1. 汎用申請手続業務の個別業務化について

汎用申請手続業務の個別業務化については、平成24年7月27日に開催した第2回海上合同WGにおいて、プログラム変更要望に対する対応の一つとして以下のとおり提案している。

区 分	概 要
1. 個別検討事項	汎用申請手続業務の個別業務化について
2. 現行仕様	現状、「汎用申請（HYS）」業務にて対応している手続きは計223手続き存在する。
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	汎用申請業務のうち利用頻度の高い手続業務について、個別業務化を実現することにより、入力処理の負担軽減、EDI化（情報流用の容易化）の推進等を図ることとしたい。
4. 個別化検討対象手続	以下の汎用申請手続業務について、個別業務化を検討する。 <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 外貨船機用品積込承認申告</li><li>➤ 外貨船機用品積込承認申告（包括）</li><li>➤ 外貨船機用品（包括）訂正願</li><li>➤ 内貨船機用品積込承認申告</li><li>➤ 内貨船機用品積込承認申告（包括）</li><li>➤ 内貨船機用品（包括）訂正願</li><li>➤ 仮陸揚届出（船用品等）</li></ul>

## 第6次NACCSにおける対応（案）

上記提案に関して、改めて関係業界にヒアリングを実施した結果、

- ① 現状の汎用申請手続に対応するため、既に自社システムの改修を実施しており、新たな改修は望まない。
- ② 汎用申請手続の利用に基づく業務運用も確立しており、特段の支障は生じていない。
- ③ 従って、個別業務化を行ってもメリットは感じられない。

等の意見が多数を占めたことから、上記「個別業務化」の提案については、実施しないこととする。